

令和7年度 滋賀県認知症対応型サービス事業管理者研修(後期) 実施要領

1. 目的

指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者となる者が、これらの事業所を管理・運営していくうえで必要となる知識および技術を修得することを目的とします。

2. 実施主体および実施機関

実施主体 滋賀県

実施機関 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

3. 研修対象者

別紙2「滋賀県認知症対応型サービス事業管理者研修の受講対象者について」によるものとします。

4. 研修日程・定員

講義・演習 2日間（詳細は別紙1プログラムを参照ください。）

※日程は講師等の都合により変更することがあります。

コース	日 程(2日間)	申込締切日	定 員
前期	令和7年 9月8日(月)、9月16日(火)	令和7年 7月25日(金)	30名
後期	令和8年 2月 6日(金)、2月12日(木)	令和7年12月19日(金)	30名

5. 受講申込方法等

(1)受講申込

受講を希望する事業者の代表者は、次の1)および2)の方法にてお申込みください。

※ 1)と 2)の両方が必要です。

1)研修受講を希望する施設・事業所は、滋賀県社会福祉研修センター研修管理システム(以下、「研修システム」という。)を利用して受講者情報を送信してください。研修システム <https://www.shakyo-kensyu.jp/shiga>

※研修システムでの申込ができない場合は、滋賀県社会福祉研修センター事務局(以下、「事務局」という。)にご連絡ください。

2)併せて、受講申込書(別紙様式1)、「認知症介護実践者研修(旧基礎課程を含む)修了証の写し」を申込み期間内に市町 担当課へ送付または持参してください。

ア)各様式は当センターホームページまたは研修システムよりダウンロードしてください。

イ)後期の申込者で令和7年度認知症介護実践者研修第3回受講中の方は、修了見込みとして申し込みできます。認知症介護実践者研修の修了後直ち

に修了証の写しを市町および滋賀県社会福祉研修センターに提出してください。

※市町担当課におかれでは、申込書を取りまとめのうえ、市町の推薦書(別紙様式2)を添えて申込み期間内に事務局まで送付してください。

申込書類一式

- ① 申込書(別紙様式1)
- ② 認知症介護実践者研修(旧基礎課程を含む)修了証の写し

※本研修の申込期間中に認知症介護実践者研修を受講中の方は、修了後速やかに提出してください。

(2)提出先

- 1) 研修システム(事務局)
- 2) 市町担当課

(3)申込受付期間

開催期	受付期間	
前期	令和7年 6月25日(水)	～ 令和7年 7月25日(金)
後期	令和7年11月20日(木)	～ 令和7年12月19日(金)

6. 受講の決定

(1) 申込締切後、2週間以内に受講の可否にかかわらず申込者全員に通知します。

(2) 受講の可否等については、次のとおり通知します。

1) 研修システム

→ 研修システムの「受講者個人ページ」にて受講決定通知書を確認できます。

2) 市町担当課

→ 推薦者(市町長)に通知します。

7. 受講料および納付方法

(1) 受講料 4,500円

(2) 納付方法

受講決定後、指定する期日までに指定口座にお振込みください。

なお、振込手数料は、各自でご負担ください。

(3) キャンセルについて

受講料振込後は原則として返金いたしません。

8. 修了証書の交付

(1) 全科目を受講された方には、県より修了証が交付されます。

(2) 修了については、全日程を出席し課題を期日までに提出した人が対象となります。

1) 遅刻、早退、欠席があった場合は、レポートや補講の対象となり、修了証の発行を保留することがあります。

2) 受講態度が不適切(学習意欲に欠ける、研修の運営を妨げる言動、他の受講者への迷惑行為等)で、注意のうえ改善がみられない場合は、県、事務局および講師の協議により受講を取り消し、修了を認めないことがあります。

(3) 修了証書の氏名表記は、JIS コード第1水準および第2水準の文字による表記となり、外字が含まれている方については類似文字へ置き換えとなります。

9. 研修会場

滋賀県立長寿社会福祉センター（草津市笠山七丁目8-138）

駐車場のスペースには限りがありますので、できる限り公共交通機関の利用をお願いします。

【交通案内】

JR瀬田駅からバス利用(約15分) 長寿社会福祉センター前BS下車

帝産バス3番のりば 滋賀医大行き(レストタウン・長寿社会経由)

※「龍谷大学行き」のバスは県立長寿社会福祉センターを経由しません。

10. その他

(1) 昼食は各自でご用意ください。また、ゴミはお持ち帰りください。

(2) 県立長寿社会福祉センターの敷地内(駐車場を含めた敷地全体)は全面禁煙です。

気象警報等が発表された場合(※)や、県から事業の自粛要請が出された場合、その他交通機関の状況等により、研修を延期または中止せざるを得ない状況となる可能性があります。

このような場合は、下記のホームページおよび研修システムの「おしらせ」に掲載しますのでご確認をお願いします。

滋賀県社会福祉研修センター

ホームページ <http://shiga-sfk.jp>

研修システム <https://www.shakyo-kensyu.jp/shiga>

電話番号 TEL: 077-567-3927



ホームページ



研修システム

※特別警報、暴風警報が県下で発表されている場合、研修実施地域で大雪警報が発表されている場合の延期等は、午前7時(午後の研修の場合は午前10時)時点の状況を目安に決定し、速やかにホームページに掲載します。

問い合わせ・申込み先(事務局)

〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉研修センター

TEL 077-567-3927 FAX 077-567-3910

〈問い合わせ時間〉 平日 8:30~17:15(土・日・祝日・年末年始は閉所)

※ 認知症介護実践者研修受講状況の確認、修了証書の紛失等に関するお問い合わせは
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 在宅医療福祉・認知症施策推進係
TEL:077-528-3522 へお願いします。

(別紙1)

令和7年度 滋賀県認知症対応型サービス事業管理者研修 プログラム

令和7年6月1日現在

日程	前期	後期	時 間	目的および内容
1 日 目	9/8 (月)	2/6 (金)	[前期] 13:00~13:20 [後期] 8:50~9:10	受付
			[前期] 13:20~13:30 [後期] 9:10~9:20	オリエンテーション
			[前期] 13:30~15:00 [後期] 9:20~10:50	地域密着型サービス基準について (90分) <ul style="list-style-type: none">◆ 適切な事業所運営を図るため、地域密着型サービスの目的や理念を理解する。◆ 適切な事業所管理を行うため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の各指定基準を理解する。◆ その他
			[前期] 15:10~16:10 [後期] 11:00~12:00	地域密着型サービスの取組みについて (60分) <ul style="list-style-type: none">◆ 事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。
2 日 目	9/16 (火)	2/12 (木)	8:40~8:55	受付
			8:55~9:00	オリエンテーション
			9:00~10:00	介護従事者に対する労務管理について (60分) <ul style="list-style-type: none">◆ 労働基準法の規定に基づき、適切な介護従事者の労務管理について理解する。◆ その他
			10:10~16:40 【昼休憩】12:10~13:10	適切なサービス提供のあり方について (講義60分、演習240分) サービス提供にあたり、下記の事項等について、各事業所の運営・管理に必要な事項について理解する。 <ul style="list-style-type: none">○ 地域等との連携<ul style="list-style-type: none">・利用者の家族・地域・医療との連携・運営推進会議の開催○ サービスの質の向上<ul style="list-style-type: none">①アセスメントとケアプランの基本的考え方②ケース会議・職員ミーティング③自己評価・外部評価の実施④サービスの質の向上と人材育成・その他○ 権利擁護<ul style="list-style-type: none">・権利擁護（高齢者虐待を含む）の視点から適切なサービス提供のあり方を理解する。○ リスクマネジメント<ul style="list-style-type: none">・リスクマネジメントについて理解する。○ その他<ul style="list-style-type: none">・記録の重要性など
			16:40~16:50	修了書交付

★1日目の開催時間が、前期(午後)、後期(午前)と異なりますので、ご注意ください。

令和7年度 滋賀県認知症対応型サービス事業管理者研修の
受講対象者について

本研修の受講対象者の要件は、次のとおりです。

受講申込にあたって漏れがないよう十分確認してください。

(1) 指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者または管理者になることが予定される者であって、認知症介護実践者研修(旧基礎課程を含む)を修了している者とします。

但し、後期においては令和7年度滋賀県認知症介護実践者研修第3回を受講中の者については修了見込みとして受講申込可能です。

「実践者研修」または「基礎課程」とは、都道府県および指定都市において、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)および「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知)に基づき実施される実践者研修または、次の通知に基づき実施された各研修です。

(ア)「実践者研修」

「認知症介護研修等事業の実施について」(平成17年5月13日老発第0513001号厚生労働省老健局長通知)および「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」(平成17年5月13日老計発第0513001号厚生労働省老健局計画課長通知)に基づき実施されたものです。

(イ)「基礎課程」

「痴呆介護研修事業の実施について」(平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知)および「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」(平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知)に基づき実施されたものです。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所および指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者については、「特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員または訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であることが必要である。」との指定基準が国により定められています。

このことから、管理者就任時において、上記の介護経験年数が満たされる者であることを要件とします。